

総務財政常任委員会会議録

令和5年6月15日(木曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（5名）

委員長	金澤大輔	副委員長	湯瀬誠喜
委員	宮野和秀	委員	兎澤祐一
委員	笹本真司		

欠席委員（0名）

事務局出席職員

事務局長	花ノ木正彦	書記	青山智晃
------	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	金澤修	総務部検査官兼契約検査室長	金田一延寿
総務部付部長待遇	奈良巧一	監査委員事務局長	村木正幸
総務部付次長待遇	木村正樹	会計管理者兼会計課長	畠山修
総務課長	守田敏子	総務課政策監兼行政班長	似鳥映
総務課政策監兼デジタル行政推進室長	黒澤昌基	総務課危機管理監兼危機管理室長	佐藤智紀
総務課付課長待遇	黒沢書彦	総務課付課長待遇	本田浩之
政策企画課長	成田靖浩	財政課長	相川保
財政課政策監兼管財地籍班長	佐藤洋輔	選挙管理委員会事務局長	相馬天
総務課主幹兼職員班長	工藤伸哉	総務課危機管理室主幹	児玉健司
財政課主幹兼財政班長	田村宏一	総務課副主幹	青山真
総務課副主幹兼秘書班長	畑澤正樹	総務課デジタル行政推進室副主幹	木村貴宏
政策企画課副主幹兼政策推進班長	石木田真知子	政策企画課副主幹兼鹿角ライフ促進班長	似鳥恵美子
政策企画課総合戦略室副主幹兼総合戦略室長	成田仁文	会計課副主幹	木村陽子
選挙管理委員会事務局副主幹	古川昭子		

午前 10 時 00 分 開会

【開 会】

○金澤委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより総務財政常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○金澤委員長 本日の会議であります。去る 6 月 1 日及び 6 月 14 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 4 件及び陳情 1 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○金澤委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、項目ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願います。総務部長。

○金澤総務部長 資料の 3 ページをお願いいたします。

総務部所管の報告事項は全部で 5 項目ございますが、それぞれ各担当からご説明申し上げますのでよろしくをお願いいたします。

○金澤委員長 政策企画課長。

○成田政策企画課長 まず 1 番、鹿角家 U25 交流会についてですけれども、去る 6 月 3 日、東京都港区にございます「B I R T H L A B」において、鹿角家 U25 の交流会を開催しております。

これは、鹿角家 U25 会員間の交流及び情報交換を目的として実施しておりまして、今回で 2 回目となります。当日は市の出身で起業後に本市とも関わりを持ちながら活動している方や、三拠点生活を続けながら市内で活動する大学院生など、ゲスト 4 名から活動の紹介が行われました。

参加いただいた方からは、同年代の方が起業し、地域のために特徴ある活動に取り組んでいることが知ることができ、大変有意義であったというような感想をいただいております。

また今回は、将来的に鹿角家U25の自主運営ができるように、NPO法人かづのclassyと連携しながら首都圏に在住している中心メンバーから企画及びゲストの手配、当日の運営などを行っていただいております。今後も会員同士の交流の場を設け、ふるさと鹿角への愛着の継続と将来的なUターンにつながるような取組を進めてまいります。

以上です。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 私から、2の令和3年度財務書類4表について、説明させていただきます。

資料1のファイルをお開き願います。

市では、財務書類4表について、本日お示ししている概要版のほか、詳細版を作成してそれぞれホームページで公表してきておりますが、平成28年度決算からは、国が示す統一的な基準に基づき、市の一般会計、それに特別会計・企業会計を合わせた市の会計全体、さらに一部事務組合・広域連合や地方公社・第三セクター等の全てを連結させた形で作成しております。

2ページ目をお開きください。

貸借対照表ですが、列区分として「一般会計」、それに特別会計等を合わせた「全体」、そして第三セクター等の全てを含めた「連結」という形で整理しておりますが、説明については、内容の中心となる一般会計のみとさせていただきます。

初めに、ページ左側の「資産の部」であります。これまで形成してきた資産の額を表しており、右側の「負債の部」、「純資産の部」は、資産形成に充てた財源を表しております。

一般会計の「資産の部」の「固定資産a」欄に整理されている、有形・無形固定資産577億7,600万円ですが、この内訳といたしましては、庁舎、学校などの事業用資産が386億9,400万円で全体の67%、道路や公園などのインフラ資産が187億7,200万円です。全体の32.5%を占めております。

「流動資産b」欄の32億6,700万円は、歳計現金や財政調整基金などを計上しており、「資産合計c」としては654億7,400万円となっております。

右側の「負債の部」は、インフラ整備等の財源とした地方債や職員の退職手当を支出するための引当金など、将来世代の負担となるものを計上しており、「負債合計f」としては196億300万円となっております。

「純資産の部」には、資産から負債を差し引いた結果が示され、「純資産合計g」として458億7,100万円となっております。

次のページをお願いします。

「行政コスト計算書」ですが、資産形成を伴わない経常的な行政活動に係る費用を表したものと

なります。

一番上の「経常費用 a」は、職員給与等の人件費や、減価償却費を含めた物件費等のほか、社会保障給付や補助金などの移転費用などが内訳となります。

「経常収益 b」は、経常的な「使用料及び手数料」のほか、「その他」には指定管理料等清算金や負担金返還金などが内訳となります。

「経常費用 a」から「経常収益 b」を差し引いた結果が「純経常行政コスト c」として示され、それに災害復旧事業費などの臨時損失や公売等で臨時に発生した利益を加減したものが「純行政コスト d」であり、175 億 3,800 万円となっております。

次に、「純資産変動計算書」ですが、「純資産」が令和 2 年度末から 1 年間でどのように増減したかを表したものとなります。

この表では、行政コスト計算書の「純行政コスト d」の金額が、経常収益で賄えなかった分としてマイナスで表記されますが、この「純行政コスト」の財源となる、税金等や国県等補助金の収入金額、資産評価差額など、純資産の変動要因を「財源 c」欄で示しております。

「本年度差額 d」欄には、「純行政コスト」と「財源 c」の差額が示されますが、令和 3 年度はマイナス 8,900 万円となっております。

これに、無償所管換等、資産変動分を加えた「本年度純資産変動額 e」は、1 億 4,200 万円となり、「本年度末純資産残高 f」は 458 億 7,100 万円となっております。

この「本年度末純資産残高 f」の金額は、貸借対照表の「純資産合計 g」と一致いたします。

次のページをお願いします。

「資金収支計算書」ですが、これはキャッシュフロー計算書とも呼ばれるもので、年度内の現金収支の状況を性質別に区分したものとなります。

「業務活動収支 a」には、行政サービスの提供を行う中で、毎年度継続的に支出・収入されるものを、「投資活動収支 b」には、公共施設の整備や投資、貸付金などの支出や収入を、「財務活動収支 c」には、地方債の返済や借入などを計上しております。

これらの収支の総計が「本年度資金収支額 d」となり、「前年度末現金預金残高 f」を加えた「本年度末現金預金残高 g」は 4 億 6,900 万円で、この額が令和 4 年度へ繰越しとなっております。

説明は以上であります。

○**金澤委員長** 奈良総務部付部長待遇。

○**奈良総務部付部長待遇** 私から、所管事項 3 の第 75 回秋田県消防協会鹿角支部消防訓練大会について、ご報告いたします。

開催日時は、7月2日（日）午前7時15分から、市役所北側駐車場を会場に実施いたします。

昨年度は新型コロナウイルス感染対策のため規模を縮小して開催しましたが、今年度は従来の規模で開催いたします。

委員の皆様には、ご来賓としてご案内をさせていただきますので、ぜひ参観していただきまして、団員を激励くださいますようお願いいたします。

なお、ポンプ車操法及び小型ポンプ操法の優勝分団は、8月19日（土）に秋田県消防学校で開催される第60回秋田県消防操法大会に鹿角支部代表として出場いたします。

次に、4の鹿角市消防団の組織改編計画（案）についてであります。本市消防団につきましては、魅力ある組織にするための環境整備のほか、各地区の基本団員に加え、女性消防団員や消防団協力事業所における機能別消防団員の登録など、実情に合わせた採用にも取り組んでおりますが、少子化の進展などにより消防団員の確保が厳しい現状にあります。

このため、消防団と協議の上、消防団員の定員と資機材等の配備の見直しを進め、資料2のとおり鹿角市消防団の組織改編計画（案）を作成しました。

詳細につきましては、この後担当より説明いたしますが、引き続き地区毎に説明会等を開催するとともに、そこで出された意見も取り入れながら、同組織の改編計画を策定することで、消防力の維持と消防団活動の活性化を図ってまいります。

○**金澤委員長** 黒沢総務課付課長待遇。

○**黒沢総務課付課長待遇** 私の方から、鹿角市消防団の組織改編計画（案）について、説明させていただきます。

資料2の鹿角市消防団の組織改編計画（案）の概要版をご覧ください。

初めに1の目的ですが、先ほど奈良総務部付部長待遇の説明にもありましたが、消防本部では消防団の現状及び問題点等の解決に向け、平成18年に市民を守る魅力ある消防団づくり基本計画を策定しており、以後見直しを行いながら魅力ある組織とするための環境整備のほか、基本団員に加え、女性消防団員や消防団協力事業所における機能別消防団の登録など、実情に合わせた採用に取り組み、団員の確保に努めてきたところであります。

しかしながら、少子高齢化が進む中において団員の確保は厳しい現状にあります。

令和5年4月1日現在の実員数は749人で、条例に定めている定員892人から大きく乖離している現状でありますので、消防団員の定員等の見直しを進めるものであります。

2の鹿角市消防団の変遷についてですが、昭和47年4月、町村合併によりまして鹿角市連合消防団を発足しております。

当時の組織体制としましては、4 団 39 分団、定員は 1,132 人となっております。

以後、ご覧のとおり定員等の見直しを行ってきておりますが、平成 4 年 4 月の定員見直しを最後に、現在まで見直しは行われていない状況であります。

次に、3 の鹿角市消防団の組織体制及び定員の見直しについてですが、組織体制を 17 分団 37 部とし、定員を 820 人とするものです。

この内訳ですが、4 の鹿角市消防団組織及び車両・資機材等の見直しの内訳についての表をご覧ください。

初めに、下の表の地区の欄で団本部ですが、団本部の定員につきましては現行の 20 人のままとします。

次に花輪地区、これは第 1 分団から第 4 分団までですが、消防団定員を合計 194 人から 192 人と 2 人の減とします。

この内訳として備考欄ですが、(増)とありますが、定員の増員ですけれども、第 1 分団第 2 部の旭町について 1 人、第 3 分団第 1 部の西町・東町・乳牛の定員を 6 人増員するもので、これにつきましては所管する地域の家屋等の実情から定員を増やしたものであります。

逆に(減)は、定員を減らした地域になりますが、第 2 分団第 1 部の下川原・高屋をはじめご覧のとおりで、これにつきましては、この後の尾去沢地区・八幡平地区・十和田地区も含め、いずれも地域の実情や実員状況から減としたものであります。

車両及び資機材等の欄で、軽積載車ですが、乳牛と鶴田について、現在それぞれ小型ポンプを配備していますが、軽積載車を新たに配備する計画とし、2 台の増となっております。

小型ポンプにつきましては、先ほどの乳牛と鶴田の減に加え、狐平について、積載車を配備している用野目と統合する計画としており、合計で 3 台の減となります。加えて、これにより狐平の器具置場も減となります。

資料の 2 ページ目をご覧ください。

次に、尾去沢地区、第 5・第 6 分団ですが、消防団定員を 81 人から 65 人に見直します。

内訳としましては、第 5 分団第 1 部、下モ平・上山・尾去をはじめご覧のとおりです。

車両及び資機材等についてですが、中新田に配備している積載車を軽積載車に更新するもので、こちらに関しては今年度実施いたします。

小型ポンプにつきましては、上山・尾去について、ポンプ車を配備している下モ平と統合、山方も同じくポンプ車を配備している市街地と統合する計画としております。合計で 3 台の減となります。器具置場も同様でございます。

八幡平地区、第7分団から第11分団までですが、消防団定員を296人から290人に見直します。
内訳としては、第9分団第1部、小豆沢・上村をはじめご覧のとおりです。

車両及び資機材等ですが、石鳥谷と黒沢について、それぞれ小型ポンプを配備していましたが、統合の上、積載車を新たに1台配備する計画としております。

小型ポンプですが、先ほどの石鳥谷、黒沢のほか、ご覧のとおり地域の状況等を踏まえ統合する計画でして、これにより合計で10台の減となります。連動して器具置場も7か所の減となります。

最後に十和田地区、第12分団から第17分団までですが、消防団定員を301人から253人に見直します。

内訳としまして、第12分団第1部、五軒町・中野をはじめご覧のとおりです。

なお中野は、第12分団第4部でしたが、実員状況から同分団の第1部に統合する計画であります。

車両及び資機材等ですが、中滝と箒畑についてそれぞれ小型ポンプを配備していましたが、統合の上、積載車を新たに1台配備する計画です。

また、錦丁と大欠について、それぞれ積載車を配備しておりますが、軽積載車に更新する計画としております。

小型ポンプについては、同じく地域の状況等を踏まえてご覧のとおり統合する計画でして、これにより合計で10台の減、合わせて器具置場も減となります。

下の表、地区全体ですが、消防団定員は現行の892人から820人に見直します。

車両及び資機材等につきましては、先ほどの各地区の説明のとおりで、ご覧のとおり積載車が1台の減、軽積載車は5台の増、小型ポンプは26台の減、器具置場は21か所の減となります。

3ページをお願いします。

5の参考、消防団員の定員についてですが、消防力の整備指針では、消防団は火災の鎮圧、予防、警戒をはじめ、救助、大規模災害時等における避難誘導を業務として、その総数は地域の実情に応じて必要な数とされております。

これを踏まえまして、今回消防団定員を820人に見直しすることに対し、参考となる基準について次のとおり算定いたしました。

(1)ですが、火災に対応するために必要な団員数ということで、整備指針で示されている消防隊の隊員数ですが、「消防ポンプ自動車等の操作に必要な人員として、ポンプ自動車1台につき5人、手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ1台につき4人」と示されておまして、これを参考に車両・資機材の見直し後の台数に基づいて算定しますと、その結果269人となります。

次に(2)ですけれども、大規模災害時における避難誘導に必要な団員数ということで、整備指針の平成17年改正の際の考え方を参考に、ご覧のとおり算定しましたが、その結果、最低限必要な人数としまして468人となり、これら合計は(3)ですけれども737人と、この人数はクリアしていることとなります。

以上で説明を終わりますが、先ほど、奈良総務部付部長待遇の説明にもありましたが、今後は各地区での説明会や、パブリックコメントを実施する予定でして、そこで出された意見も参考にしながら、同改編計画を策定しまして、消防力の維持と活性化に向けた整備を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 私から、5の秋田県議会議員一般選挙の投票結果等について報告いたします。

3月31日告示、4月9日投開票で執行し、投票率は52.13%でありました。

策定した計画に掲げた投票所遠方者対応としまして、県議選で移動支援を実施し、期日前投票3人、投票日当日2人を旧投票所と現投票所間を送迎しております。

また、投票率と投票所までの距離に関する分析では、昨年の投票区再編で投票所が遠くなった方の投票率は52.93%で、遠くない方の投票率50.56%を2.38ポイント上回る結果となっております。

今後の主な取組についてであります。昨年度策定した計画に掲げてありますとおり、新型コロナウイルスが5類に引き下げられたことを受け、いとか鹿角ショッピングセンター内に期日前投票所を再開したいと考えております。

コロナ禍前の令和元年7月執行の参議院選挙では、期日前投票では2,800人以上の方が、いとか鹿角ショッピングセンターを利用されておりましたので、再開による利用を期待しております。

加えまして、共通投票所制度を導入している環境により、これまで設置できなかった投票日当日に、いとか鹿角ショッピングセンター内に投票区を持たない共通投票所を新設し、以前より市民から要望がありました、いとか鹿角ショッピングセンターでの投票日当日の投票を実現し、投票環境を向上したいと考えております。

さらに、新型コロナウイルスの5類に引き下げられたことを受けまして、狭い空間でありますワゴン車を投票所に見立てた、移動期日前投票所を新規導入し、有権者の近くに出向いて投票していただける投票環境の向上を検討しております。

以上で選挙管理委員会からの報告を終わります。

○金澤委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、報告事項1の鹿角家U25交流会の開催について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○笹本委員 参加者から、こんな市の制度があったらもっと帰りやすいのにとか、そういったところの意見収集みたいなものはされたんでしょうか。

○金澤委員長 似島副主幹。

○似島政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長 当日参加者からのご意見に、そういったことはございませんでしたが、今後c l a s s yを通じて主要メンバーからも、参加者からのご意見など感想の取りまとめを進めたいと思います。

以上です。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に、報告事項2の令和3年度財務書類4表について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。兎澤委員。

○兎澤委員 行政コスト計算書の経常費用aのところ、さっき減価償却費等ということで、物件費等の維持管理費と減価償却費等という形で金額が出ていますけれども、これ減価償却費と維持管理費と分けた金額を聞きたいのですが。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 今、手元にありませんので、後ほどご回答したいと思います。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 これ維持管理費は分かるんですが、減価償却費は将来にわたる費用だと思うので、それを一緒にしているっていうのは、どういうことで一緒にしているのか。勘定科目として一緒にしているのか。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 こちらのほう、減価償却費も単年度の減価償却費分ですので、後年度の負担までは算入はされておられません。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に、報告事項3の第75回秋田県消防協会鹿角支部消防訓練大会について、並びに報告事項4の鹿角市消防団の組織改編計画（案）について、質疑・ご意見等ご

ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 教えていただきたいのが、女性の消防団員の数が今どうなっているのかということと、今回の再編によって予算的なその支出の変動というのはどうなっているのか、あと十和田地区の人数の減少が非常に多いということなんですが、これは現状に合わせた最適化によるものなのでしょうか。それとも地区の特性によって、ある考え方によって最適化したら十和田地区が一番多くなったという感じなのでしょうか。

○**金澤委員長** 黒沢消防本部総務課長。

○**黒沢総務課付課長待遇** 初めに、女性消防団員ですけれども、今年度4月1日現在で鹿角市消防団は33人の女性消防団の方がおります。参考ですけれども、33人という数ですが、県内13市でいきますと、これは昨年4月1日現在なんですけれども、4番目に割合が高い状況で県内ですと比較的に多いのかなと判断をしております。

予算の関係ですが、今回定数を見直しするに当たりまして、総合事務組合の社会保障があるんですが、そちらの負担金は定員に基づいて毎年お支払いしております、今回の削減によりまして約150万円の削減となります。あと小型ポンプ、合計で26台減らすという方向なんです、こちらに関しては毎年地区の配備した消防団に管理の報酬をお支払いしております、それがなくなるということで50万円弱の削減ということになります。これを足しますと200万円前後の経常経費の削減ということになります。このほか、長期的なところでいきますと、例えば小型ポンプもいずれは更新が必要になってくるものですし、器具置場にしてもそういうことになりますので、そういった建て替えとか更新が不要になるという考え方になると思います。逆に積載車から軽積載車になるとか、可搬ポンプのところを統合して積載車を配備するとか、そういうプラスの部分もありまして、そちらに関してはあくまでも年次計画で進めていくので、一気に無理というのはあるんですけれども、積載車でしたら1台当たり1,000万円ぐらい、軽積載車ですと600万円ちょっととかになります。それは年次計画で整備していく形になると思います。

十和田地区の消防団定員が一番の減ということなんですけれども、こちらの案に関しましては、当初消防団と消防団の魅力づくりというところで協議を進める中で、平成29年にアンケートをやりまして、その結果やっぱり実情から部の改編、定員の見直し等は必要だろうというところに当たりまして、それに基づいてこの素案をつくりまして各地区の消防団に協議でお諮りしまして、持ち帰っていただいて協議した結果が返ってきまして、この案になっています。ですので、十和田地区に関しましては、やはり実員の状況等からどうしても人数が減ったというような形になります。

以上です。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 あと女性の消防団員についてももう少し知りたいんですけども、どういう女性の方、若い方から年配に方までいらっしゃるんですけども。あとは入っているところというのは、例えば券囲気がいいから2、3人一気に入っているような感じなのか、それとも各分団に満遍な割合で入っている感じなのか教えてください。

○金澤委員長 黒沢消防本部総務課長。

○黒沢総務課付課長待遇 女性の団員ですけども、33人のうち13人が本部付の団員になっております。こちらに関しては、例えばですけども操法大会ですとか、水防訓練等、イベント等のアナウンスとか、そういったところの業務を主に行っているような形です。あとそれ以外の方は、各地区の分団のほうに登録となっております、災害時の広報といった業務を担うものと思っております。入団の流れですけども、やはりお一人入っていただいて、お声がけして友人・知人で一緒に入ってもらったりとか、そういう流れなのかなという感覚ではあるんですけども、はっきりとはつかんでいません。

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬委員。

○湯瀬（誠）委員 この計画（案）なんですけど、先ほど地域で説明会を開くというお話であったんですけど、その説明会の予定時期は今のところ大体いつ頃になるのか。また、この計画の実施はいつ頃を予定しているのか、その辺お知らせください。

○金澤委員長 黒沢消防本部総務課長。

○黒沢総務課付課長待遇 本日、常任委員会に説明させていただきましたが、これを踏まえまして、引き続き7月・8月ぐらいで各地区に出向いて説明会を開催したいと思っております。その後、パブリックコメントもやりたいと思っています。そこで出された意見を必要に応じて取り入れながら計画案を策定したいと。この計画案を策定することで、定員が820人になる予定ですので、12月もしくは3月議会で、条例の改正になりますので議員の皆さんにお諮りする形になると思います。

あと、整備計画に関しましては、財源等いろいろな問題がありますので、この計画を基に今後実施計画の中でどのように進めていくか、計画的に整備していく形になります。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬（誠）委員 分かりました。

あとですね、さっき、前に消防団からアンケートを取ったという話だったんですけど、その際に分団また部の再編の話もあったということなんですけど、今回のを見ますと部が一つ減っているだけという状況だと思うんです。ただ、ほかの消防団員の話聞いてみますと、うちの分団はもうなく

なるんだと、そういうふうに話している団員もいるんですね。「え」って話で、どこかと統合するんだという話で。どこから出たのか分からないんですが、現役の団員がもうそういう話をしていると。それで今回またこういう話があったときに、今でなくなるんだらうなという話をされている団員もいるんですが、実際今これを再編して、また何年後かに再編するということよりも、どうせだったら今思い切って、人数的に少ない分団を統合ということは、なかなか難しいものなんですか。

○金澤委員長 黒沢消防本部総務課長。

○黒沢総務課付課長待遇 アンケートを踏まえてこの素案を作成して、消防団にもう一度協議して。消防団との協議が、実は令和4年、令和3年の2年間でいろいろ意見を出しながら、この案までつくり上げております。ですので、団のほうで部がなくなるとか、結論から言いますと、今の案はそういうことではないので。タイムラグが結構あるので、本日常任委員会にお示ししましたが、またこういう計画だということで団のほうには、もう一回提示したいと思います。

あと、思い切って一気にということではあるんですが、一時そういう意見もあったとは思いますが、やっぱり消防団は地域にとって必要な存在ですし、今このくらいだからこの定員というの、やっぱりある程度はこちらも魅力ある消防団づくり事業ということで、団員の確保策も展開しておりますので、そういったところも踏まえて目標の意味も込めて820人ということできたいと思っておりますので、何とかご理解のほうをお願いします。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 この報告を聞いていると本当に苦勞されてこれから編成していく形になるかと思うんですが、実際の団員の平均年齢って今現在どれくらいですか。

○金澤委員長 黒沢消防本部総務課長。

○黒沢総務課付課長待遇 平均年齢は出せていないんですが、749人のうち、20代が6.5%、30代が21.4%、40代が38.1%、50代が27.1%、基本団員65歳定年なんですけれども60代が6.9%ということで、30代から50代でかなりの団員を占めていることになります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 これ、編成自体はやむを得ない状況なんだろうけど、実際に火災があったり、それから災害等があった場合の対応というか、これ市民が一番心配するところだと思うんですが、その辺の配慮は十分にでき上っているものなんですか。この確認だけさせてください。

○金澤委員長 黒沢消防本部総務課長。

○黒沢総務課付課長待遇 基本、火災に関しましては、やっぱりその地区で起きますと、その地区の

団員は基本的に現場に集まっていたという流れはありますので、地域同士で見ますと、かなり厳しいところもあるんですけども、それを今回改編して解消するわけなんですけど、一つの大きい地区という考えでいきますと、その辺は大丈夫なのかなと。これは災害に関してもそうですし、対応に関しましても年に数回、団員を対象としました教養訓練等も行っておりますので、そうした中でまた改めて災害時の避難誘導とかも入れてやっていければと思います。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 先ほど、65歳定年ということでお聞きしましたけれども、定年した後というのはOBの方々には、消防だとOB会があって活動はしているようなんですけど。消防団を退団した方々はそれ以降に手伝えるとか、訓練を受けているわけだから、そういう組織ってあるものですか。

○金澤委員長 木村総務部付次長待遇。

○木村総務部付次長待遇 ただ今の消防団員のOBということですけども、65歳で退団された方については70歳まで消防団協力員として、消防団員の主に後方支援ということで協力いただくことで登録制度を取っております。

以上です。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 今、平均寿命も長くなっていて健康で長生きする人も増えているので、やはりこういうふうに段々と消防団員が減ってくると、中にはその地域なり部落なりに消防団員がいなくなるところが幾らも出てくると思うんですけど。OBとかそういうのも活用できれば、要するに一般の人だと直接そういう認識ってないんですけども、消防団だった人であればそういうつながりも結構あるでしょうから。そういうのを例えば有事の際に生かしていけるような体制も必要になってくるんじゃないかなって私は考えるんですけど、その辺はどう考えていますか。

○金澤委員長 木村総務部付次長待遇。

○木村総務部付次長待遇 ただ今の委員のご意見、非常に参考になります。

これから、そういったことも検討しながら、団員が減少しているわけですので、その対策について取り組んでまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に、報告事項5の秋田県議会議員一般選挙の投票結果等について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** この資料の意図の確認なんですけれども、米印で投票区再編で投票所が遠くなった方の投票率と、投票所が遠くない方の投票率で、遠くない方のほうが低いです。よってことは示していると思うんですが、これの意図っていうのは、再編したことによる影響というのは、そこまで大きくないんじゃないのかっていうことを示すために、このデータを示したという理解でまずよろしいですか。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** そういったわけではなくて、実情として参議院選挙と県議員選挙では、やはり関心度の違いが出たのかなというところを表しております。決して遠くなったからということで、足が遠のいたということではなく、その選挙に応じて関心の高さが変わっていると。やっぱり身近な選挙になったために、仮に遠くなっている方でも足を運んでいただけたという実態があったと。ただ非常に残念なのは、投票区が元々変わらずの方たちについては、さほど大きな上昇がなかったというのは残念な結果だと捉えておりますが、引き続きその辺のところは周知のほうを続けてまいりたいということと、次の選挙に関しては様々な取組を準備したいと考えておりますので、そういった形で投票区を再編した後の投票率がどのくらい上がっていくのかという、変動のところは見守っていきたいということで参考までに参議院選挙と県議員選挙の違いを表したものです。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 例えば、参議院選挙からの変化で言うと、遠くなった方のほうが若干意識が高いと、そういう言い方はあれかもしれないですけど、そうかなと思うんですが、投票所を増やしましょうという議論が起こったりするときに、じゃあ投票所の数がどれくらい影響しているのかっていうのを見るときに、この投票率の絶対数を見るっていうのも大切だと思うんですけど、投票所が再編される前に投票所が遠くなる地区にいた方の減少率と、投票所が遠くない方の再編される前と後の減少率、その違いを見るとある程度、投票所の遠い近いっていう影響が見れると思うんですが、そこについては資料はありますか。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** こちらには、詳しくは持っていませんけれども、投票区再編前の地区の段階でということなんですが、やはりその立候補される方でしたり、そのときの立候補される人数でしたり、様々な要因でその都度投票率は変動しておりますが、地域によってというような変動はあまり差がなかったということになっております。具体的に言いますと、再編前と再編後では、全て下がっている地区ももちろんありますし、下がったと言っても微減ですけども、あまり変わ

らないという形でしたけれども。そういった形で、大きく再編前から低かったというような傾向ではなかったと捉えております。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。兎澤委員。

○**兎澤委員** 選挙の投票所に関しては私も非常に心配しておりましたけれども、実際に以前の46か所投票所があったのと比べると10ポイントほど下がっているわけですが、その10ポイント下がった原因そのものは選挙管理委員会では捉えていましたか。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 先日の一般質問でも答弁申し上げておりますが、9.01%と9%ほど下がっておるんですが、それに関しては様々な要因が絡み合っていると捉えておりますけれども、やはり投票率が下がっているということは、有権者に対してはご不便をおかけしている部分が多いのではないかなどは捉えております。

県議選の前から、3月の黒澤議員の代表質問の中でも話をしておりますけれども、県議選後には移動期日前投票所の導入と明言しておりますので、それを今後は取り入れていって投票所を再編したことで少なくなっている部分を移動期日前投票所となるべく有権者の近くに出向きながら、黒澤議員から投票箱をなるべく近くにとの話がありますけれども、それを実現させて有権者の方に投票する機会をぜひとも設けたいと考えております。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** 今回、今後の取組ということで、いづくショッピングセンターの復活ということもありますが、一般質問でも出ましたけれどもユニバースあたりも候補に上げてしっかり対応できるようにしてもらいたいのと、移動期日前投票所の件が非常に私不安になっているんですが、今まで46か所あった部分を6か所にして、その人方のカバーをできる体制までもっていけるのかどうか。

例えば1台ではなくて何台か用意して順次循環していくような体制をしっかりと組んだ上で、各部落とかかなりのところで通知があらかじめちゃんとされていて、そのような形になれるような体制まできめ細かく対応していくという部分がないと、結局有権者である市民が権利を行使できないという状況が言われているわけですから、その辺をしっかりと対応していただけるのかなと思っておりますがいかがですか。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 移動期日前投票所に関しましては県議選の前から取り組んでおりまして、他の地域で行っております移動期日前投票所だとかなり多くの地域を集約した形で箇所数を減らして時間を長くという形を取っているところもありますけれども、うちのほうは以前の

投票所から大きく減らしているということもありますので、以前の投票所の数に匹敵するような数を、時間的にはその有権者の数によって時間の長さは変わっていきますけれども、なるべく多くの箇所を回って行くということで、今の段階では期日前投票になりますけれども平日の日中でも2台体制で各地区を巡回する形を取るような計画を整えております。ただ時期が次回の選挙と、市であれば市議会議員選挙となりますけれども、それに向けて準備をしておりますが、次の選挙がいつになるかと世間も騒がせておりますので、それに対応できるような形で準備をしております。恐らく交通弱者と言われる方たちのための対応になりますので、なるべく近くにとという形を取らせていただきたいと思いますと考えて進めております。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** それ、必ずやってくださいよ。絶対にやらないと駄目です。

実際に議員の人方が回って歩けば苦情が、何で投票所がこうなったんだと、そういうのが市民の方からばんばん来ているんですよ。そここのところをしっかりと捉えて進めてもらいたいし、当然予算とかもなければできない状況ではあると思うんだけど、やはりそこを担当者がしっかり押していくというか、私はこれを市民としてやっていくんだという思いがなければだめだと思うので、何とかよろしくお願いします。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 本来であれば集約した際に同時にやりたかったわけですがけれども、ご存じのとおり狭い空間での投票ということで、大変申し訳ありませんがコロナ禍だったということで実施を見送っていたことがありました。今回コロナが5類に下げられたことで、実施可能ということで進めておりますので十分そこはご理解いただきたいと思います。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。笹本委員。

○**笹本委員** 今の移動投票所に関してなんですけれども、ワゴン車を使うということで、場所に着いてから準備に何分くらい見えて、投票時間って有権者の数にもよると思うんですけれども大体何分見えて、撤収に何分くらいってところを教えてくださいませんか。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 場所に着いて準備をするということにつきましては、投票箱と記載台につきましてはワゴン車の中に設置しておりますので、移動したりということがありませんので設置して受付さえできれば投票が可能にはなりますが、ただ一人ずつしか投票できないものですから、あとは受付のときの二重投票の確認というのがありますので、一人一人は若干普段の期日前投票や投票所に比べますと時間を要するというにはなります。

時間につきましては、有権者数に応じて30分・60分・90分という設定をさせていただいていますので、有権者が少ない地域でも30分ほどの時間は設けたいと考えております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 実施の回数に関しては期日前に対象地区一か所ずつと、当日も何か所かというイメージでしょうか。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 移動期日前投票所というのは、期日前でしかできないことになっておりますので、当日の実施はございません。ほかの市町村でも行っている実施方法ですが、各地区やはり一度だけお伺いしているようですので、同じようにこちら数多く回りたいと思っておりますので、期日前で1回と考えております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬委員。

○湯瀬(誠)委員 昨日まで投票所に関して数多く意見を言われて頭が痛いところだと思うんですが、私から少し違うところでひとつ伺います。

ポスターの掲示板についてなんですが、これも前まで240か所くらいだったのかな。それが六十何か所かになったということで、4分の1くらいになっているわけですね。今回の県議選のときも車で移動してみたんですが、なかなか掲示板が目に入ってこなかった。これ市民一人一人同じだと思うんですが、行動範囲って一週間、10日くらい決まっているわけですね。朝、会社に行って夕方に帰ってきて、買い物とかに行くと行動範囲ってほぼ決まっている状況で、人によってはいつもその前を通過している方もいると思うんです。ただポスターの掲示板が目に入ってこなかったという意見を結構聞きました。これってやっぱり選挙戦が始まっていることすらも、今新聞等取らない若い方もいる中で、どうやってこの選挙戦が始まっているのかなという情報の提供にもなると思うんです。選挙に関心を持ってもらう、目に入るもので関心を持ってもらうということも大事なのではないかなと思うんですが、掲示板の場所については何か思いはございますか。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 掲示板の数につきましては、法定で定められた数ということで再編前は280か所ありました。再編後につきましては、現在53か所になりますけれども掲示する場所につきましては、交通の妨げにならないですか、そういった事情もありますのでこちらでも目立つ場所には設置したいと考えるんですけれども、そういった事情で設置できない場所もございます。あとは基本的に車でご覧いただくためのものとは考えてございませんので、徒歩で歩かれる方から基本的には見ていただく、要は立ち止まって見ていただくのが目的ですので周知に関して

はまた別の方法を考えてございますし、全戸には選挙広報というものを配布しておりますので、そういう形で見ていただくと。あと投票場入場券は、以前は世帯ごとの郵送でしたけれども、現在は個人宛ということで個人一人一人に選挙についてのご案内をしていると考えておりますので、掲示板につきましてはいろいろな事情がありまして設置をしているということをご理解いただきたいと思えます。

○金澤委員長 ほかにございませんか。田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 先ほど兎澤委員よりご質問いただきました財務書類の件で確認が取れましたので回答をさせていただきます。

行政コスト計算書内の物件費の内訳ということでございましたが、物件費等 78 億 3,800 万円のうち消耗品等の物件費について 43 億 4,400 万円、維持補修費 7 億 7,100 万円、減価償却費が 27 億 2,300 万円となっております。

以上です。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 この減価償却費は単年度と言っていましたけど、減価償却そのものの金額というのはいずれずっとプールされていって次の建物に、改修あたりに使っていくとか、そういう形のものと考えてよろしいんですかね。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 減価償却費は有形無形の固定資産の減耗分になりますので単年度で処理されて、プールされるものではないです。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 私が確認したいのは、市の資産の維持管理費をどうやって捻出していくかというところもあって、将来にわたって例えば建物自体は当然 1 年目より 2 年目ってだんだん磨耗したり出てくるわけだから、普通の一般の会計の考え方だと減価償却をプールしておいて、次の修理をするときに減価償却でプールした分を使っていくという形の考え方なんだけれども、そういう考え方に市役所はなっていないの。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 先ほどもご説明したとおり減価償却はあくまでも既存の固定資産の減耗分ですので、その額をプールするという考え方はないと思うんですけれども、私も今委員のご質問の意図がちょっと分からなかったです。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 この財務書類については、あくまでも資産の現状を表しているということと、その資産の前年度末の残高から本年度末の残高までの変動に関して、この行政コスト計算書でこの説明をさせていただいていますので、委員のおっしゃる意図は、一般的な減価償却の扱われ方という目線に立った指摘と思われるかもしれませんが、今田村が申し上げたとおり、あくまでもコストということでこの表に示すと、この規模になりますので。総合減耗分ということで発生したコスト、これが結局は資産の目減りにつながっているという内訳をここで表していると。そういう格好になるので、今後のその資産の積み上げていくための財源であったりプールであったりというもので、この財務書類から何か読み取るというのはちょっと難しいと思っています。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 まず単年度でそれを償却するっていうのは分かったけど、普通の会社だと減価償却費ということで毎年積み上がっていく。単年度であっても去年の金額がそのまま次の年にも積み上がって行って、建物の維持管理に使っていくなりいろんなものに使っていくんだけど、そういう公会的な部分ではないということで理解してよろしいですか。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 説明が難しいのですが、そもそも単年度会計ということで現金主義になっており、まずは発生主義での会計成立となっておりますので、一般的な企業とのそれと比べられても我々もうまく説明しきれない部分があります。

ただ、ここで重要なのは、市の全体の土地、流動資産も含めた全体の資産価値が現状でどのくらいなのか。それが年度間でどのような増減を見ることになっているのか、そしてそれらを構成した収入であったり、コスト的内訳というのはどういう構成内容になっているのか。これを表すための資料となっておりますので、今委員がおっしゃられたような維持管理費の懸念と言いますか、その方向性に関しては、例えば公共施設等総合管理計画の個別施設計画といったところでシミュレーションなりをして、説明するという格好になるのではないかなと思っています。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 付託事件の審査について

○金澤委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第 64 号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 議案書の 57 ページをお開き願います。

議案第 64 号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、投票区を定めない共通投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額を定める等のため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

主な改正内容であります。新たに設置する投票区を定めない共通投票所の投票管理者と投票立会人並びに選挙長職務代理者と開票管理者職務代理者の各報酬の額と旅費の額等を新たに定めます。

また、更正決定、繰上補充または無投票となったときの選挙会を開く場合の選挙長及び同職務代理者、選挙立会人の報酬の額を定めるとともに、公職選挙法に規定する投票所の開閉時間に満たない投票開始時間の繰下げや終了時間の繰上げを行った場合の各投票管理者や各投票立会人の報酬の額の算定ルールを定めるため、所要の改正を行うものです。

現行と改正（案）の別表を併せてご覧ください。

改正案の表の 1 行目ですが、「職の区分」欄の「選挙長」を「選挙長及び同職務代理者」に改め、報酬の額の単位を「日額」から「選挙会 1 回につき」に改めます。

2 行目では、「投票管理者」を「投票所の投票管理者」に改めます。

3 行目には、新たに「共通投票所の投票管理者」の報酬の額を日額 1 万 2,800 円とする項を加えます。

4 行目では、「期日前投票管理者」を「期日前投票所の投票管理者」に改めます。

5 行目では、「開票管理者」を「開票管理者及び同職務代理者」に改め、報酬の額の単位を「日額」から「開票 1 回につき」に改めます。

6 行目では、「投票立会人」を「投票所の投票立会人」に改めます。

7 行目には、新たに「共通投票所の投票立会人」の報酬の額を日額 1 万 900 円とする項を加えます。

8 行目では、「期日前投票立会人」を「期日前投票所の投票立会人」に改めます。

次のページ、59 ページをお願いします。

1 行目の「開票立会人」の報酬の額の単位を「日額」から「開票 1 回につき」に改め、2 行目の

「選挙立会人」の報酬の額の単位を「日額」から「選挙会 1 回につき」に改めます。

また今回の改正では、「職の区分」と「報酬の額」に関わる項の並び順を「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」第 14 条第 1 項各号の順に並び替える改正も併せて行っております。

なお報酬の額については、同法に規定する額と同額としています。

次に備考の改正であります。現行の備考 2 を改正案の備考 1 とし、新たに備考 2 として「選挙長及び同職務代理人並びに選挙立会人の報酬の額は、更正決定、繰上補充又は無投票となったときの選挙会を開く場合は、この表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、第 1 号として選挙長及び同職務代理人 選挙会 1 回につき 5,400 円、第 2 号として選挙立会人 選挙会 1 回につき 4,450 円」と定めます。

さらに備考 3 として、「投票所の投票管理者、共通投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、共通投票所の投票立会人、次のページになりますが、及び期日前投票所の投票立会人の報酬の額は、その職に従事する時間が公職選挙法第 40 条第 1 項本文に規定する時間に満たない場合は、この表の規定にかかわらず、同表に定める報酬の額に当該職務に従事した時間を同法第 40 条第 1 項に規定する時間で除して得た数を乗じて得た額とする」旨規定します。

附則ですが、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第 64 号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 教えていただきたいのですが、報酬額について「日額」とあったものを、選挙会 1 回につきとか開票 1 回につきというふうに変えたのは、日額にしているとうまく対応できないところがあって、どういう違いが運用上発生するのかを教えてください。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 選挙会は市の選挙になります。管理者のほうの開票は国や県の選挙になりますけれども、兎澤委員が開票立会人もやっていたらわかると思いますが、実情としまして日付を超えてしまうケースというのがございます。実態としましては、どこの自治体も日付を超えてもそのまま同日として取り扱っているのですが、実際その例規を定めているところでは、実情に合わないということでその回数という形で謳っているのが正しいだろうということで、そこのギャップを埋めたいということで、しっかり明記したという形です。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 64 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 64 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 65 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 続きまして、議案書の 61 ページをお開き願います。

議案第 65 号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症に関する特殊勤務手当の特例を廃止するため、条例を改正するものです。

次のページ、62 ページをお願いします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

改正の主な内容ですが、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが本年 5 月 8 日から 5 類感染症となったことを受け、人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例が廃止されたことから条例を改正するものです。

附則第 2 項及び第 3 項は、感染症防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例として、市の職員が新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、作業内容に応じて 1 日につき 3,000 円または 4,000 円の特殊勤務手当を支給する旨規定していますが、人事院規則の防疫等作業手当が廃止されたことから、両項を削り、併せて第 1 項の見出しと項番号を削ります。

附則ですが、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第 65 号の説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 65 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 65 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 67 号「令和 5 年度鹿角市一般会計補正予算（第 4 号）」中、条文、歳入全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項 1 目一般管理費、3 目職員管理費、7 目企画費、10 目防災諸費、11 目地籍調査費、5 項選挙費、6 項統計調査費、7 項監査委員費、9 款消防費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後順次質疑を受けてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。財政課長。

○**相川財政課長** それでは、補正予算書の 3 ページをお願いいたします。

令和 5 年度鹿角市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 6,553 万円を追加し、総額をそれぞれ 195 億 5,752 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 5 年 6 月 1 日提出。鹿角市長。

補正第 4 号は、当初予算編成後の国・県補助金等の内示に伴う事業費の追加や定期人事異動に伴う人件費の補正などが主なものです。

10 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

14 款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の空き家対策総合支援事業費補助金 459 万 8,000 円は、当初予算で計上済みでありますけれども、空き家実態調査等に対して交付されるもので、補助率は 2 分の 1 であります。

2 目 1 節社会福祉費補助金の生活困窮者自立支援事業補助金 125 万 2,000 円は、生活保護費の基準改定に伴うシステム改修に対し交付されるもので、補助率は 2 分の 1 となっております。

6目1節商工費補助金の再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）7,825万円は、再エネ発電設備の導入等、脱炭素施策の推進に対し交付されるものです。

15款2項1目1節総務管理費補助金の県営発電所周辺地域等振興事業助成金500万円は、県営発電所のある市町村が行う地域振興のための事業に対して交付されるもので、体育施設整備事業などに充当します。

4目2節農業費補助金の農地利用効率化等支援交付金209万9,000円は、農地の集約化と生産の効率化を目指す農業経営体の機械導入等に対して交付されるものです。

11ページをお願いします。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金1億5,150万5,000円は、今回の補正財源として基金から繰り入れます。

20款3項4目1節医学生修学資金貸付金収入183万2,000円は、市の修学資金利用者で現在後期研修中である医師からの修学資金の返還金ですが、修学資金の返還免除要件であります、「初期臨床研修終了後10年以内に市内医療機関で勤務すること」が家庭の事情で困難となったため、これを受け入れるものです。

なお、当該修学資金の貸付は、平成27年3月から令和3年2月までの6年間にわたり、総額2,200万円となっており、返還期間は令和16年までの12年間となります。

5項5目1節雑入のコミュニティ助成事業助成金1,060万円は、自治会活動用備品や消防団活動備品の整備に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金です。

同じく、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金102万9,000円は、健康・福祉の向上に資する事業などに対する公益財団法人地域社会振興財団からの交付金です。

同じく、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金800万円は、公共施設の太陽光発電導入調査に対する公益財団法人日本環境協会からの補助金です。

以上で歳入の説明を終わります。

○金澤委員長 議会事務局長。

○花ノ木議会事務局長 12ページをご覧ください。

3の歳出です。

1款1項1目議会費の職員人件費77万4,000円の追加は、定期人事異動に伴う人件費の調整です。

○金澤委員長 総務課長

○守田総務課長 引き続き、2款のうち当委員会に付託された項と9款について説明いたします。

初めに、人件費については 4 月の定期人事異動や共済負担金率の確定に伴う調整等を行っております。

2 款 5 項選挙費、6 項統計調査費、7 項監査委員費は人件費の調整ですので説明を省略し、以下人件費以外の主な内容について説明してまいります。

ページはそのまま、12 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目総務管理費のコード 0305 庁舎管理費 287 万 2,000 円は、本庁舎空調設備の部品交換作業等に係る修繕料を追加いたします。

次のページ、13 ページをお願いいたします。

3 目職員管理費のコード 0201 職員研修費 96 万 6,000 円は、県との人事交流のための市職員の派遣旅費のほか、新たに生活保護ケースワーカーの担当となる職員の資格取得旅費等を追加いたします。

次のページ、14 ページをお願いいたします。

10 目防災諸費のコード 0215 自主防災組織育成事業 106 万円は、複数自治会で組織された自主防災会に対する資機材等整備事業費補助金や新たに自主防災組織のリーダーを担う防災士育成のための資格取得補助金を追加いたします。

次のページ、15 ページをお願いいたします。

13 目諸費のコード 0110 返還金 845 万 9,000 円は、令和 3 年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業や令和 4 年度の電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金給付事業の実績に基づき、その事務費の財源として交付された国庫補助金余剰分の返還金を追加いたします。

ページのほう少し飛びまして、32 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 2 目非常備消防費のコード 0111 魅力ある消防団づくり事業 125 万 6,000 円は、コミュニティ助成金事業として経年劣化した消防団団旗を更新いたします。

同じく、コード 0305 消防施設管理費 42 万 9,000 円は、消防団活動拠点施設の火災予防啓蒙サイレンの修繕料を追加いたします。

以上で一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 11 ページの 20 款 3 項 4 目医学生修学資金貸付金は、返済ということであったようですが、これは何期生と言えよいか、これは最初に貸付を受けた方ですか。今、インターンか何かになっている方なのでしょうか。どういう状況の方なのでしょうか。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 現在、修学資金を利用されている方は8名おります。うち、後期研修中の医師が4名、初期臨床研修中の医師が2名、医学部生が2名となっております。このうち、後期研修中の医師1名の方から先ほど説明したとおり返済したいという申出がありまして返済を開始したところであります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 せっかく市のほうで鹿角市に医師として赴任してもらいたいという思いでやった訳なんだけれども、それに対してこういうふうに戻済されると困ったことに、開業とかもままならない状況になるんだけれど。これは前からいろいろ言われていて、本人からの意向とかそういうのも確認しながらという考え方だったと思うんですが、その辺ほかの医学生の方もないとは限らないし、せっかく奨学金をやっている、こういうふうな形になると非常に残念だなという思いもあるんだけれども、その辺の状況はどう確認を取っていますか。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 先ほど説明したとおりの8名、現在は1名の方が返済を開始していますので、7名いらっしゃるんですが、その方のうち後期の研修中、または臨床研修を行っている方については、返済猶予ということで返済期間を延長しております。担当課でも今後その貸付を行った方については、鹿角市のほうで勤務してほしいということで、やり取りをしているようですが、今回の1名の方については、どうしても家庭の事情で鹿角のほうには来ることができないということで返済を開始した状況にあります。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 若干補足させていただきますと、担当課でもこの借入れされた研修生の方とは密にコンタクトを取っておりまして、実情を申し上げますと両親が高齢でその介護の対応のために、やはりこちらに来たくてもかなわなくなったと。こういうような事情もあって止む無しという結果のようでございます。貸付の条件に関しては、今、田村が申し上げたとおりあらかじめそうした条件の下で、この借入の実行に至っておりましたので、これについても本人のほうから、そのような申し入れがあって詳しくお聞きしたところ、そうした背景があったということでございました。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 致し方ないということであれば、それはそれなんでしょうけども、せっかく鹿角に医療の関係を充実させて市民のためという思いで奨学金をやっているわけだから、やっぱりある程度そこら辺はね。はっきり言えば、それだったら鹿角と一緒に連れてきて介護したらどうだってい

う考え方もないわけではなくて。そのくらいの思いでやったんだっていうのが必要なのではないかなって私は思うんだけど、そこまで極端にはあれですけども、ただやっぱりせっかく医学生をみんなで育てていこうってことで開業してもらうなりという思いがあったのを、こういう形でリタイヤされるのは残念だし、またこれが連鎖していかないかなと心配しているんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 これはやはり担当のほうが、忸怩たる思いにあるのではないかなと思います。先ほども紹介したとおり、連絡は密に取ってあるということでありましたし、理由が理由で両親の介護の対応ということでもありますので、これに関しては状況が万が一変わってですね、再び鹿角での勤務が可能な環境にあればぜひというようなことで、今後も担当としては連絡を取り続けたいとこのように話をしておりましたので共有させていただきます。

○金澤委員長 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 10ページの15款2項1目県営発電所周辺地域等振興事業助成金に関してなんですけれども、これに関しては使用する用途っていうのは何か条件がついているんでしょうか。また、体育施設への利用ということだったんですが、過去数年にわたってこの助成金ってどんな使い方をしているんでしょうか。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 こちらの助成金であります、県営である発電事業の用に供する施設が所在する市町村等に交付されるものでありまして、先ほど説明したとおり今回は特別助成金ということで上限500万円の交付を受けることとなっております。充当先につきましては、今年度は庁舎管理費の中で庁舎の電算室のエアコン更新の工事に200万円、また花輪スキー場のため池送水設備の更新工事に300万円を充当する予定としております。こちらの助成金であります、地域の活性化に供する事業に充当することとなっております、詳細はちょっと手元にはないんですが、例年体育施設の設備事業等に充当させていただいている事業であります。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 今、鹿角市のほうで、ゼロ・カーボン2030をやっていて、例えばかづのパワーなんかにしても県営水力の発電のところをいろいろ県とやり取りしている中で、この発電所があるからこそ出てくる助成金に対して何かもっと自然エネルギーとか、そういったところへの使用みたいなことってやっていくべきじゃないのかなって個人的に思うのですが、その辺りの考え方っていかがでしょうか。

○金澤委員長 田村主幹。

○田村財政課主幹 兼 財政班長 こちらの助成金については、毎年度充当する事業を探しながら充当している状況ではあります。ただ事務的な手続き上の話になるんですが、1年前に計画書を提出して翌年度の概算要望をかける状況となっておりますので、例年想定される事業について充てておりますので、今後についてはエネルギー関係の対象となる事業があれば充てたいと思っておりますが、1年後のまだ予算化されていない事業に充てる助成金となっているために実施計画等ではっきりと見えている事業のほうが充てやすい状況ではあります。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 今申し上げたとおり、本来ですとこれを充当するための事業計画なる複数年を見通した事業ありきであるべきだとは思いますが。ただご承知のとおり、市では総合計画の中の実施計画というところに重要課題を列挙しながら、そこに見合うその取組をまずは市で見出して、その事業の実施ということを進めておりますので、例え財源があるとしても、その財源のための事業化というのは違うのではないかなど財政サイドとしてはそのような認識もございます。

そうして、年度当初からさっそく事業開始にこれを充当できるということになれば良いのですが、これもまた県のほうからの事業採択を得てからの着手という面でもなければならぬ、そういった面で言うと12か月をフルに使っての充当もかなわないという事情もありまして、ある程度確定して、年度内に確実に完了できる事業に限定されていってしまうという、そうした事情もございましたのでご理解いただければと思います。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に歳出1款議会費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に2款1項1目一般管理費、3目職員管理費、7目企画費、10目防災諸費、11目地籍調査費の当常任委員会所管の2款1項について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に5項選挙費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に6項統計調査費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に7項監査委員費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に9款消防費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第67号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第67号中、当常任委員会所管の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第68号「令和5年度鹿角市一般会計補正予算（第5号）」中、条文、歳入全款を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後順次質疑を受けてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。財政課長。

○**相川財政課長** 補正予算書の3ページをお願いいたします。

令和5年度鹿角市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,419万1,000円を追加し、総額をそれぞれ195億8,171万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年6月14日提出。鹿角市長。

補正第5号は、各福祉サービスの安定的な提供の維持を目的とした障害者福祉施設や介護保険

施設、保育所等に対する物価高騰対策事業費補助金の追加や、コロナ禍で減少したインバウンド誘客の早期回復に向けた台湾でのトップセールス事業費等を追加するものであります。

9 ページをお願いいたします。

歳入となります。

14 款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 989 万円は、物価高騰対策事業等の取組に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として交付されるもので、電力等の原油価格高騰の影響を受けている障害者福祉施設や介護保険施設、保育所等支援の財源となるものです。

15 款 2 項 2 目 1 節障害者福祉費補助金の障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 246 万 9,000 円及び 2 節老人福祉費補助金の介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 697 万 5,000 円、4 節児童福祉費補助金の保育所等物価高騰対策事業費補助金 44 万 5,000 円は、それぞれ物価高騰対策として施設等に助成を行う市町村に対する県補助金で補助率はいずれも 2 分の 1 です。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 441 万 2,000 円は、今回の補正財源として基金から繰り入れます。

説明は以上であります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 68 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 68 号中、当常任委員会所管の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、5 陳情第 8 号「地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情」について審査いたします。

それでは委員の皆様より、ご意見を述べていただきたいと思います。兎澤委員。

○**兎澤委員** この内容的にはやはり願意妥当で、もちろん市も財政の強化を図っていくことは大事なことだと思うので、これはそのままでもいいかと思います。

○**金澤委員長** 湯瀬委員。

○**湯瀬（誠）委員** 同じく、採択でよいと思います。

○**金澤委員長** 宮野委員。

○**宮野委員** 採択。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 採択でいいと思います。

○**金澤委員長** それでは、本陳情を採択すべきものと決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、5 陳情第 8 号については、採択すべきものと決めます。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

次に、その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。木村総務部付次長待遇。

○**木村総務部付次長待遇** 先ほど、所管事項 4 の鹿角市消防団の組織改編計画（案）のところで、委員から団員の平均年齢のお訪ねがありました。こちらについては 45.5 歳になります。それと消防団協力員ということで、私、先ほど 70 歳までということで説明しましたが、正確には 70 歳未満ということになりますので訂正させていただきます。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。総務課長。

○**守田総務課長** 資料はございませんが、定例会最終日での追加提出予定議案について、説明をさせていただきます。

提出を予定するのは、契約案件 1 件で工事請負契約の締結についてであります。鹿角市総合運動公園総合競技場改修工事請負契約について、予定価格が 1 億 5,000 万円以上となるものであることから、議会の議決を求めます。

説明を終わります。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。宮野委員。

○**宮野委員** 黒沢の火災について話したんですが、早速注意喚起を促すために看板をかけた。そういうことを報道で見たので私もちょっと見に行ったら、まあ、よかった。これ以上あそこは、第 4 回目の火事が起きることはないだろうと、そういうことでよかったなと思っています。

終わります。

○金澤委員長 ほかにございませんか。奈良総務部付部長待遇。

○奈良総務部付部長待遇 ありがとうございます。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉 会】

○金澤委員長 以上をもちまして、本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・ご意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもちまして、総務財政常任委員会を閉会いたします。

なお、明日16日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時45分 閉会